

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年5月7日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年5月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年5月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザめいわ

鹿児島市明和1丁目25番1号

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(1) 変更前 鹿児島県住宅供給公社 理事長 岩下藏久

鹿児島市新屋敷町16番205号

(2) 変更後 鹿児島県住宅供給公社 理事長 伊村秀己

鹿児島市新屋敷町16番205号

3 変更年月日

令和3年4月1日

4 届出年月日

令和3年4月19日